

授業科目名	研究会	必修	開講年次	3	単位数	2
科目区分	専門科目					
サブタイトル	刑法総論を学ぶ		担当者	二本柳 誠		
講義概要	<p>【概要】 学生自ら報告し議論することを通じて、刑法総論を学ぶ。</p> <p>【到達目標】 具体的な事実に刑法を適用し事案を解決できるようになることが刑法を学習する際の究極の目標ではあるが、この演習での到達目標は、それよりも前の段階である、刑法各論の重要な論点について、なぜ、どのように見解が対立するのか、それは刑法の基本原則・原則とどのような関係があるのかを理解し、議論できるようになることに置く。</p>					
履修条件	「刑法総論Ⅰ・Ⅱ」および「刑法各論Ⅰ・Ⅱ」を履修済みであることが望ましい。					
教科書・参考書	<p>【教科書】 法学セミナー2009年4月号より連載中の松原芳博「刑法総論の考え方」</p> <p>【参考書】 曾根威彦『刑法総論〔第4版〕』（弘文堂、2008年）</p> <p>曾根威彦『刑法の重要問題〔総論〕第2版』（成文堂、2005年）</p> <p>大塚裕史『刑法総論の思考方法〈新版補訂版〉』（早稲田経営出版、2008年）</p>					
授業内容	<p>指定の教科書をベースとした演習を行う。学生は、1年に最低でも2回、レジュメを作って報告を行わなければならない（レジュメの作り方、報告の仕方は、初回授業で説明する）。報告を担当しない学生も、自分の意見を述べることが求められる。</p> <p>たとえば前期は、以下のテーマを扱う予定である（カッコ内は具体的内容の一部の紹介）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑罰の意義・目的（応報刑論と目的刑論、死刑存廃問題） ・ 刑法の基本原則（その1）——法益保護主義・行為主義・責任主義（ギャンブルの処罰） ・ 刑法の基本原則（その2）——罪刑法定主義・刑罰法規の適正（不倫の処罰、夜逃げの処罰） ・ 犯罪論の体系（女性公務員と肉體関係をもつなどして秘密書類を持ち出させた男性新聞記者） ・ 条件関係（AとBが相互に意思の連絡なくXのグラスに各々致死量の毒を入れ、Xが死んだ） ・ 相当因果関係（墜落死による遺産相続を期待して飛行機旅行を贈ったところ、本当に墜落死） ・ 不作為犯（父親Aが池で溺れているわが子Xを救わずに傍観し、Xが死んだ） ・ 違法論総説（行為無価値論と結果無価値論、復讐目的で女性を裸にして写真を撮る行為） ・ 法益主体の同意（その1）——不処罰根拠・体系的地位・不処罰効果の例外・同意傷害 ・ 法益主体の同意（その2）——有効要件・錯誤に基づく同意・危険の引受け（偽装心中） ・ 正当防衛（その1）——正当化原理・不正の侵害・急迫性・防衛意思（犬に対する正当防衛） ・ 正当防衛（その2）——防衛行為（広義）・対立闘争状況・過剰防衛（素人VS武道の達人） ・ 緊急避難（海上を4人で漂流中、食料が尽きたので1人を殺害し、その肉を食べた） <p>後期は、責任論、未遂犯論、共犯論を取り上げる予定である。</p>					
評価方法	平常点による。					
評価基準	上記授業内容について、これをよく理解し、適切に表現できた者には「A」を与える。単元の内容についての理解や表現に不適切な点がある者はその程度に応じて「B」または「C」とし、単元の内容についての理解自体が不十分な者はその程度に応じて「D」または「E」とする。					
その他	教科書、六法を持参すること。議論とはどのようなものかを事前に学ぶために、「NHK DVD ハーバード白熱教室」を視聴しておくことを推奨する。					